

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは市場のグローバル化が進展する中、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要課題として認識しております。また、当社は次の通りの経営理念を掲げ、ステークホルダーの発展を含めた、社会への貢献を当社の使命と位置付けております。

<経営理念>

「人々の暮らしを安全・快適にする技術や製品を提供し、社会に貢献するKYBグループ」

1. 高い目標に挑戦し、より活気あふれる企業風土を築きます。
2. 優しさと誠実さを保ち、自然を愛し環境を大切にします。
3. 常に独創性を追い求め、お客様・株主様・お取引先・社会の発展に貢献します。

当社は社外監査役を含む監査役制度を採用している他、監査役の職務執行を補佐する専門部署として監査部を設置しております。社内においてはこの体制により経営監視機能を果たしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	19,654,175	8.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,597,000	6.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,322,000	6.42
明治安田生命保険相互会社	10,046,500	4.51
日立建機株式会社	8,920,000	4.00
株式会社ブリヂストン	7,952,000	3.57
株式会社みずほコーポレート銀行	7,163,195	3.21
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	6,972,000	3.13
株式会社損害保険ジャパン	6,744,000	3.02
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	6,115,000	2.74

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 輸送用機器

(連結)従業員数 1000人以上

(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

親会社 なし

連結子会社数 10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特に無し

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

取締役会の議長 会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数 20名

社外取締役の選任状況 選任していない

現状の体制を採用している理由 **選任**

当社は社外チェックという観点から社外監査役のうち1名を独立役員とし、経営監視機能の客観性をより一層高めると共に、中立・公正な立場である社外監査役による監査を実施することにより、実効性のある経営監視が期待できることから、現行のガバナンス体制が有効なものであると判断しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

監査役の人数 4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人から、監査結果について定期的に報告と説明を受け、監査に関する率直な意見や情報交換を適宜行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査の効率化を図る為に、監査役会と定期的(原則毎月1回)に情報交換会(年度監査計画、監査に関するトピックスの検討、内部統制に係る意見及び情報交換等)を行っております。さらに、監査役は監査部監査の立会い、監査部は監査役の工場及び関係会社監査の支援等相互に連携を取っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
吉田 達郎	他の会社の出身者										
尾越 忠夫	他の会社の出身者										

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) **選任**

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
吉田 達郎	独立役員	経営、財務、監査等の知識、経験をもち専門性と共に社会一般の識見を有し、中立・公正な立場にある。
		金融機関在任中の知識および経験を生かし、監査・財務

尾越 忠夫	補足項目は特になし	およびグローバルな観点から当社の監査業務および企業経営の健全性を確保するための有意義な発言をいただけるものと判断したため。
-------	-----------	---

その他社外監査役の主な活動に関する事項

取締役会その他重要な会議への出席及び一般の監査役監査等「監査役監査規定」に従い活動しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

報酬、賞与、退職慰労金等で十分と判断しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段 有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況 全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

株主総会決議に基づく報酬については、支給人員及び総支給額を開示しています。更に、役員賞与についても支給人員及び総支給額を開示、退職慰労金についても人員及び事業年度の引当金総額を開示しています

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務執行を補佐する専門部署として監査部を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

<業務執行>

当社は、取締役会を法令で定められた事項のほか、経営方針など経営に係る重要事項を意思決定する機関と位置付けております。取締役会規則に付議基準を詳細に定め、原則として毎月1回開催しております。特に重要なテーマについては、代表取締役、専務取締役、常務取締役および監査役により構成される常務会を月2回開催し、徹底的な討議を行った後に取締役会に上程することとしています。

<監査の状況>

(1) 監査役監査

4名の監査役により監査役会が構成されており、うち2名は社外監査役であります。監査役は、監査役会で立案した監査計画に基づき取締役会その他重要な会議に出席すると共に、各事業への往査により取締役の職務執行を監査しております。

監査役は、主要な子会社の非常勤監査役を兼務し、各社の業務執行状況の監査を行っております。定期的に開催のグループ監査役連絡会において、各社の情報やグループの統一的な監査方針の共有化を図っております。監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、意見および情報の交換を行い、効果的・効率的な監査を実施しております。

(2) 内部監査

内部監査組織としては、社長直轄である監査部(部員9名)を設置しております。監査部は、内部監査規程に基づき、各事業所および各関係会社の内部監査を実施しております。監査部は監査役に対して、内部監査結果や社内外の諸情報などを報告するだけでなく、随時スタッフを提供し、監査役業務を支援しております。監査部と会計監査人は、財務報告に係る内部統制評価に関する監査計画と結果について、定期的及び必要に応じて随時ミーティングを実施しております。

(3) 会計監査

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、富永貴雄、植草寛および小林主司の3名であり、あずさ監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士補2名等、その他8名であります。

<指名決定>

社内取締役候補の選定については、主に部長格の上位職にある理事の中から取締役として適任と思われる人材を代表取締役及び関係役員が選出し、取締役会において十分審議を経た後、株主総会に次期取締役候補として推薦しております。

<報酬決定>

役員報酬の決定については、株主総会で承認された枠内で代表取締役が職位別または個人別に決定しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定	平成13年の株主総会より、集中日の1日前に開催しております。平成19年よりさらに前倒しし、集中日の2日前に開催いたしました。
その他	平成18年の株主総会より、ビジュアル化の実施と株主控室において製品展示会を開催しています。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身による説明の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回の決算説明会の他に、適宜アナリスト向けの工場見学会を実施しています。	あり
-------------------------	--	----

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境・社会報告書」の発行、省エネ活動の促進、環境監査を実施しています。
------------------	--------------------------------------

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスを機能させるための重要な基盤として内部統制システムを位置付け、内部統制の確立を通じて、業務の透明性を高めると共に、業務の有効性・効率性・信頼性を確保しております。尚、業務の適正を確保する為の体制については、毎年見直しを行い、変更の有無に係わらず取締役会において決議を行っております。

2. 内部統制システムの整備状況 (リスク管理体制)

- (1) 本社工管部署は、機能としてのリスクを管理し、問題点の把握及びリスク発生時の対応を行っております。
- (2) 本社工管部署は日常監視体制として、コンプライアンス、環境・安全、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、規程・ガイドライン等を制定整備し、運用の指導と監視・評価を行っております。
- (3) KYBグループの事業及び投資に係るリスクは、取締役会・常務会その他の会議体において管理しています。
- (4) 重大リスクの発生時には取締役社長の下「緊急対策本部」を設置し、被害を最小限に抑制するため適切な措置を講じています。

(コンプライアンス体制)

- (1) 取締役社長は、取締役会で決議した企業行動指針をもとにその精神を取締役・従業員に繰り返し伝えることにより、法令・定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。この企業行動指針はKYBグループ会社すべてに適用しています。
- (2) KYBグループの横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握・対処のため、法務部をコンプライアンス担当部とし、コンプライアンス上の問題点を発見した場合は、速やかに同部に報告し、CSR担当役員が中心となり対策を講じています。
- (3) 取締役社長は、日常の業務報告の他、制度化した「即報制度」「公益通報電話・メール」及び「目安箱」を活用してグループ企業全体の重要情報を速やかに入手し、コンプライアンスの確保に万全を期しています。
- (4) 通報者の承諾なく、通報者の氏名を開示せず、かつ通報者に不利益がないことを確保します。
- (5) 取締役社長が直轄する監査部は、社長の指示に基づきKYBグループの業務執行状況の監査を行い、内部統制の整備状況の評価及び改善提案を行っております。

(情報の管理体制)

- (1) 取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁情報により記録し、重要文書取扱規則、文書整理・保管基準に基づき保存及び管理しています。
- (2) 上記の情報・文書については、監査役又は監査役会が求めた時は速やかに閲覧に供します。
- (3) これらの文書類の管理については、監査部が必要に応じて監査を行っております。

(グループ管理体制)

- (1) 企業行動指針は、グループ共通の行動指針であり、グループの役員・従業員一体となった遵法意識の徹底を図っています。
- (2) グループ企業の業務の適正を確保するため、各グループ企業を親会社の各事業本部体制の中に位置付け、経営に係る指導・管理・監視体制をとっています。
- (3) 「経営報告会」及び「社長フォロー会」を通じて、常に業務の適正を図っています。
- (4) グループ企業の監査役は、原則として親会社の取締役、監査役又は従業員が兼務し、会計監査・業務監査を行っております。
- (5) 取締役社長及び取締役は、KYBグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導責任を有します。
- (6) 取締役会は、各取締役がKYBグループの必要な組織を構築し、効率的な運営と体制整備を行うことを監視しています。
- (7) 監査部は、KYBグループにおける内部監査を実施または統括し、KYBグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保しています。
- (8) 監査役はKYBグループ監査役連絡会を通じて連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的にかつ適正に行います。また、会計監査人及び監査部と緊密な連携体制を構築しています。

その他

1. 買収防衛に関する事項

当社は、平成19年4月24日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」および「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を決定し、本対応策は、平成19年6月26日開催の定時株主総会にて承認されました。また、当社は、平成22年4月22日開催の取締役会において、本対応策を改良の上継続することを決定し、平成22年6月25日開催の定時株主総会にて承認されました。本件の詳細については、当社ホームページ([HTTP://WWW.KYB.CO.JP/](http://www.kyb.co.jp/))にその開示資料を掲示しておりますのでそちらをご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 当社の反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業行動指針において、「私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える、暴力団、総会屋等の反社会的勢力に対しては断固として対決します」を基本方針と定め、宣言しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

不当要求防止責任者等反社会的勢力の対応窓口は本社総務部が担当し、反社会的勢力の排除を含めたコンプライアンス全般については、法務部が責任部署となっております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

所轄警察署、地区特殊暴力防止対策協議会、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士との緊密な連携体制をとっております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び地区特殊暴力防止対策協議会主催の暴力団排除活動に積極的に参加し、情報収集にあたるほか、所轄警察署との連携により得られた反社会的勢力の情報については、社内データベースに登録し、社内ネットワークにて関連部署と情報を共有しております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

警視庁管内特殊暴力防止対策連合会にて製作された特殊暴力対策マニュアルを各拠点責任者に配布し、対応の方法の周知徹底を図っております。

(5) 研修活動の実施状況

新入社員教育や階層別教育プログラム等のコンプライアンス教育の中で、反社会的勢力排除に関する当社の基本的な考え方についての教育を実施しております。さらに、グループ会社に対しても、企業行動指針説明会の中で、反社会的勢力との決別について解説しております。また、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会にて製作された教育用DVDビデオを各拠点総務責任者に配布し、反社会的勢力との対応方法の教育を実施しております。

(6) 取引先との暴排条項の取り交わしの実施状況

取引先との間では、誓約書などにて反社会的勢力排除をお互いに義務付ける文書を入手しております。